

月 日	曜日	受付時間	会 場	対象地域
2月16日	木	9:30 ~ 16:00	役場2階第1・2会議室	鶴居市街
2月17日	金			
2月20日	月	9:30 ~ 15:00	幌呂農村環境改善センター	中幌呂・中幌呂下・支幌呂・茂幌呂
2月21日	火			
2月22日	水	9:30 ~ 13:00	幌呂農村環境改善センター	幌呂市街
2月24日	金	9:30 ~ 15:00	支雪裡コミュニティセンター	支雪裡
2月27日	月	9:30 ~ 15:00	茂雪裡コミュニティセンター	茂雪裡
2月28日	火	9:30 ~ 15:00	下幌呂コミュニティセンター	下幌呂
3月1日	水			
3月2日	木	9:30 ~ 14:00	上幌呂コミュニティセンター	上幌呂・新幌呂
3月3日	金	—	—	—
3月6日	月	9:30 ~ 16:00	役場2階第1・2会議室	中雪裡
3月7日	火	9:30 ~ 16:00	役場2階第1・2会議室	下雪裡
3月8日	水	9:30 ~ 16:00	役場2階第1・2会議室	中久著呂・下久著呂
3月9日	木	9:30 ~ 16:00	役場2階第1・2会議室	地域指定なし
3月10日	金			
3月13日	月			
3月14日	火			

- ※ 対象地域の住民を優先し受け付けますので、極力、指定日にご来場されますようお願いいたします。
感染リスク軽減や混雑緩和のため受付できない場合がございます。
- ※ 発熱等の症状がある方や体調がすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。
- ※ 還付申告は**2月6日(月)~3月14日(火)**まで受け付けています。(上記日程以外は役場税務係窓口において受付ます。)
- ※ 役場2階会議室で受付している申告については、体が不自由な方等 **2階に来られるのが困難な場合、1階で受付いたします**ので、住民生活課窓口までお申し出をお願いします。

確定申告相談会場にお越しになる方へのお願い

新型コロナウイルス感染症 感染リスク軽減及び感染予防対策にご理解とご協力をお願いします。

- 来庁時(前)の検温
 - ・申告相談各会場にお越しになる場合には、ご自宅にて検温をお願いします。
(役場入口にセンサー式体温計にて検温を実施しています。)
 - 37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切ではないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
 - ・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。
- マスクの着用、手指消毒
 - ・会場内ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。
- 少人数での来場
 - ・会場には、申告される方おひとりでお越しください。
 - ・介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期となりました。役場では、令和4年分の所得税・住民税（令和5年度分）の確定申告相談を、次のとおり実施します。

◇申告相談受付期間

- 申告期間は2月16日（木）から3月14日（火）です。
- 還付申告は3月14日（火）まで受け付けています。

◇確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産・配当・譲渡・雑・一時などの所得がある人
- サラリーマンで次に該当する人
 - 1 給与所得が2,000万円を超える人
 - 2 給与・退職以外の所得が20万円を超える人
 - 3 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人
 - 4 年末調整をされていない人
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人（400万円以下かつ公的年金雑所得以外の所得が20万円以下の人を除く。）

◇還付申告ができる人

- 年の途中で退職して年末調整されていない人
- 年末調整された給与所得者で、医療費、寄附金、住宅借入金控除等を受けることができる人
- 年金受給者のうち、所得税の源泉徴収をされている人で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けることができる人

◇申告に必要なもの

- 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封筒
- 収入や経費などを証明できる書類（源泉徴収票、収支内訳書、領収書など）
- 本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類の写し）
- 生命保険料や地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの控除額が証明される書類
- 医療費、雑損、寄附金、住宅借入金等控除を受ける場合は、医療費通知や領収書など各種控除に必要な書類（詳しくは役場税務係若しくは税務署にお問合せください）※医療費の領収書等は「医療を受けた人」「医療機関」ごとにまとめ、集計し、「医療費控除の明細書」に記載し、ご持参願います。
- 所得税が還付される人は、振込先の金融機関とその口座番号が分かるもの
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」

◇住民税の申告

- 令和5年1月1日現在、鶴居村に住んでいて、令和4年中に収入などのあった人は申告が必要となります。
- 確定、還付申告をする人は住民税の申告は必要ありません。
- 国民健康保険に加入している人は、収入の有無にかかわらず、申告が必要となります。
- 住民税の申告がないと、未申告の扱いとなり、認定課税の対象となりますので忘れずに申告してください。
- 収入がなかった人で、村外の別世帯の人の扶養になっている人は、申告が必要となります。

利用者識別番号の事前取得について～ 村の確定申告相談では利用者識別番号が必要となります
利用者識別番号の取得については、

検索方法

e-Taxポータル

https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_1

ポータルサイトTOP から

⇒「ご利用の流れ」

⇒1利用者識別番号の取得【取得方法②】「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」

◇ 鶴居村HP <https://www.vill.tsurui.lg.jp/> にも利用者識別番号取得手順書等を掲載しています。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課税務係 ☎0154-64-2113（課直通） 釧路税務署 ☎0154-31-5100